

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務

応募型プロポーザル実施要領

北秋田市健康福祉部医療健康課

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル実施要領

1. 目的

北秋田市（以下「本市」という。）では、公立診療所（合川診療所、米内沢診療所、阿仁診療所）の中長期的な運営方針を示す「公立診療所中長期運営ビジョン」を策定する必要がある。

本ビジョンの策定にあたっては、診療所の経営課題の分析、地域医療ニーズの把握、持続可能な運営体制の構築等、医療経営に関する高度な専門的知識・技術や経験が必要となる。そのため、広く優れた提案を求め、企画提案書やプレゼンテーション内容等を勘案した総合的な見地から判断して、最適な事業者と契約を締結する必要がある、応募型プロポーザル方式による契約候補者の決定を行うものである。この要領は、「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル」の実施及び参加方法等について、必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務

(2) 業務内容

「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

本業務の契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案限度額の上限

2,832,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

3. プロポーザルの実施方式

企画提案書応募による応募型プロポーザルとする。

4. 応募型プロポーザルの採用理由

公立診療所の中長期運営ビジョン策定業務は、診療所の経営分析、地域医療構想との整合性、持続可能な運営体制の構築等、医療経営に関する高度な専門的知識・技術や経験が必要となる。そのため、広く優れた提案を求め、企画提案書やプレゼンテーション内容等を勘案した総合的な見地から判断することができる応募型プロポーザルを採用するものである。

5. 参加資格

当該応募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 北秋田市物品調達及び役務提供にかかる入札制度実施要項第5条第1項に規定する資格者名簿に登載された事業者であること。
- (2) 過去5年以内に医療機関の経営診断・コンサルティング、運営支援の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する団体に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でないこと。
- (6) 北秋田市暴力団排除条例（平成24年北秋田市条例第3号）第2条第1号又は第2号の規定に該当しないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。

6. スケジュール

No	内容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和8年4月24日（金）
2	質問書提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時必着
3	質問書回答期限	令和8年5月13日（水）
4	参加表明書類等提出期限	令和8年5月19日（火）午後5時必着
5	参加資格審査結果通知	令和8年5月22日（金）
6	企画提案書等提出期限	令和8年6月2日（火）午後5時必着
7	企画提案審査 （プレゼンテーション）	令和8年6月中旬
8	審査結果通知	令和8年6月下旬
9	契約締結	令和8年6月下旬

7. 実施要領等に関する説明会

説明会は実施しない。

8. 質問書の受付・回答

質問書の提出は提出期限までに電子メールにより行うものとする。郵送・電話・ファクシミリは不可とする。

(1) 提出様式：質問書（様式5）

(2) 提出先：北秋田市健康福祉部医療健康課地域医療対策室
メールアドレス「※別途指定」

(3) 提出期限：令和8年5月8日（金）午後5時必着

(4) 回答方式：質問に対する回答は、回答期限までに質問者に対して電子メールにより回答するほか、本市ホームページにも掲載する。

9. 参加表明書類等

提出書類の作成にあたっては、「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル提出書類作成要領」に従って作成すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②会社（法人）概要調書（様式2）

③業務実績書（様式3）

契約実績の内容を確認できる書類（契約書の写し）を添付すること。

④暴力団排除に関する誓約書（様式4）

⑤納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出期限：令和8年5月19日（火）午後5時必着

(4) 提出場所：北秋田市健康福祉部医療健康課地域医療対策室

(5) 提出方法：持参または郵送

(6) 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

10. 資格要件の確認

参加表明書を確認の上、結果を令和8年5月22日（金）までに参加表明者へ電子メールおよび書面により通知する。

11. 企画提案書等

提出書類の作成にあたっては、「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル提出書類作成要領」に従って作成すること。なお、提案は1者1提案とする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式6）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務スケジュール表（任意様式）
- ④業務実施体制（任意様式）
- ⑤見積書（様式7）

各経費区分の積算根拠が明確に分かるような内訳書を添付すること。

- (2) 提出部数：9部（正本1部、副本8部）
- (3) 提出期限：令和8年6月2日（火）午後5時必着
- (4) 提出場所：北秋田市健康福祉部医療健康課地域医療対策室
- (5) 提出方法：持参または郵送
- (6) 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

1.2. 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

契約候補者の選定に係る評価は、「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員会が行う。

(2) 審査方法及び評価基準

「公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル審査要領」による。

(3) プレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、審査委員会に対してプレゼンテーションを実施する。

(4) 日時・場所

詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。

(5) プレゼンテーション時間

プレゼンテーションの時間は、1事業者おおむね30分以内（準備5分以内、説明15分以内、質疑応答10分以内）とする。

(6) 出席者

3人以内

(7) その他

- ①プレゼンテーションは、本市に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- ②プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただしスクリーン及びプロジェクターは本市が用意したものを利用してもよいこととする。
- ③本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。
- ④プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

1 3. 選定結果の通知及び公表

選定した契約候補者に対して、書面によりその旨を通知し、選定されなかった者に対しては、書面により評価順位を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、評価項目ごとに評価点数を公表する。

1 4. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 見積額が委託料上限を超えている場合
- 選考の公平性を害する行為があった場合
- 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- 提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

1 5. 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、北秋田市役所健康福祉部医療健康課地域医療対策室へ辞退届（任意様式）を提出すること。

1 6. 契約の方法

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則の定めに従い契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能になった場合は、次点となった者と契約の交渉を行うこととする。

1 7. 留意事項

- (1) プロポーザルに係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (6) 審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費

- 用を本市に請求することはできない。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
 - (9) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
 - (10) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

18. 問合せ先

〒018-3392

秋田県北秋田市宮前町9番69号

北秋田市役所 医療健康課 地域医療対策室

TEL : 0186-62-6626

FAX : 0186-62-6667

E-mail : iryou@city.kitaakita.akita.jp